



「気象警報・避難情報等発令」及び「地震発生」に伴う登校等について(お知らせ)

八尾市立成法中学校長 小山 健治
八尾市立八尾小学校長 浅野 貴至
八尾市立安中小学校長 眞鍋 裕子

平素は、成法中校区の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

八尾市では「気象警報・避難情報等発令時」及び「地震発生時」における登校等の措置について定まっておりますので、情報に十分ご留意いただき、安全を最優先に適切に対応して下さいますようお願いいたします。

《 気象警報・避難情報について》

1. 気象警報(暴風雨・大雨・洪水・暴風雪・大雪)・避難情報が発令されている場合

- (1) 午前7時の時点で、八尾市に『気象警報(暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪)』、または中学校区内に『避難情報(警戒レベル3:高齢者等避難、警戒レベル4:避難指示)』が発令されている場合は、登校を見合わせ、状況に応じて、自宅待機或いは避難行動をとってください。
- (2) 午前11時までに、上記(1)の『気象警報』及び『避難情報』が解除された場合は、午後の授業(5時間目)から行います。家庭で昼食を済ませ、10分前までに学校に着くよう、登校させてください。
- (3) 午前11時の時点で、上記(1)の『気象警報』または『避難情報』の発令が継続されている場合は、臨時休校となります。

2. 登校後に気象警報(暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪)・避難情報が発令された場合

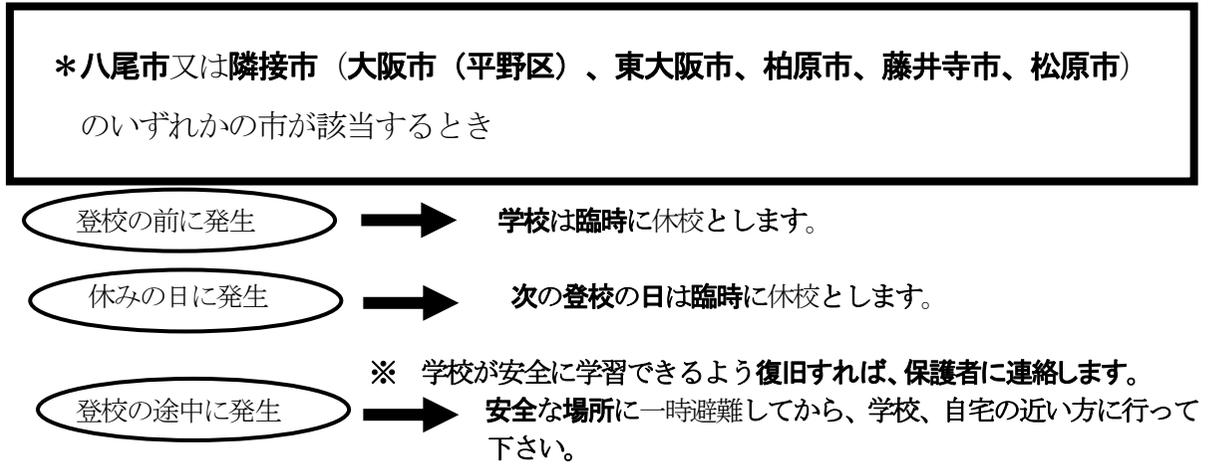
- (1) 登校後に、八尾市に暴風警報が発令された場合は、速やかに下校措置をとります。
- (2) 登校後に、暴風警報以外の警報が発表された場合は、気象庁八尾市の防災サイトの今後の推移(<https://www.jma.go.jp/bosai>)を参照しながら、下校時に警報が解除される見込みであれば、学校に待機させます。下校時以降も警報発表が継続される見込みであれば、速やかに下校措置をとります。なお、下校時刻が学年によって異なる場合は、下校時刻が早い学年を基準に判断します。

3. 氾濫発生情報・特別警報が発令された、発令が予測される場合

- (1) 八尾市に『特別警報』または『避難情報(警戒レベル5相当:緊急安全確保)』が発令された場合、発令が予測される場合は、臨時休校とします。安全な場所へ避難してください。
- (2) 『特別警報』等が解除された場合は、通学路及び校区内の安全が確保されていることを確認した上で、学校を再開します。再開日時は、ミマモルメを通して学校から連絡します。
- (3) 登校後に、八尾市に『特別警報』が発令された場合、発令が予測される場合、または避難情報(警戒レベル5:相当緊急安全確保)が発令された場合、安全が確保されるまでは学校待機を原則とします。『特別警報』等が解除された場合は、安全が確認されたのち、保護者への引渡しを原則として下校措置をとります。安全等が確保できる状況と判断した時点でミマモルメを通して連絡しますので、学校まで児童を迎えに来て下さい。

《 地震発生時について》

★震度5弱以上の地震が発生したとき★



子どもを安全な場所に避難誘導します。学校および周辺の被害状況などを確認した上で、保護者に引き渡します。できる限りすみやかに、学校まで迎えに来てください。

